

極秘

法人税法の一節を改正する法律案

法人税法へ昭和二十二年法律第二十八号の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本郵船公社」の下に「、連合国軍人住宅公社、特別鉱害復旧公社」を加え、第三号中「及び船舶運営会」を「、商船管理委員会及び港湾法の規定による港務局」に改め、第四号中「大日本育英会」の下に「、日本放送協会」を加える。

第五条第三号中「國家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を、「國家公務員」の下に「又は地方公務員」を加える。

1-23

第九条の二中「株式を」を「額面株式を」に、「から」を該株式の発行のために要しを費用の額を控除した金額」と、「及び無額面株式を発行した場合の当該無額

面株式の発行額控除のうち資本に組み入れた金額」に改める。

第九条の五中「株式の金額」の下に「へ無額面株式については、合併法人が合併に因り増加した資本の金額のうち当該株式に対する部分の金額」を加え、

「株式の払込金額」を「資本の金額」に改める。

第九条の大第二項に次の二号を加える。

四 法人の株式を所有している場合において、その株式の発行法人が積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立

〔金額のうち、当該株式を所有している法人の有する株式に対応する部分の全額原同條

第三項中「前項各号」を「前項第一号乃至第三号」、「株式又は出資である場合には、その払込金額」を「額面株式又は出資である場合にはその払込金額、無額面株式である場合には当該株式に対応する資本の金額」に改める。

第九条の八の末に次の二条を加える。

第九条の九 法人の名事業年度について納付した又は納付すべき地方税法へ附和

二十五年法律第二百二十六号の規定による市町村民税並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金は、第九条第一項の所得の計算上、これを複数に算入凡てなし。

第九条の十 法人が各事業年度において第二十六条の三第四項の規定により還付を受けた金額へ同条第五項の規定により支当された金額を含む。)及び過誤納にまつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、滞納金若しくは滞納区分費に支当された法人税額(第四十二条の規定による利子税額を除く。)は、当該還付を受け又は支当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十一条中「第十八条の八」を「第九条の十」に改める。

第十六条第一項中「及び第九条の大」を「、第十八条の五に規定する合併差益金のうち被合併法人の積立金から差る部分の金額並びに第九条の大及び第九条の十」

改める。

第十七条第一項第二号中「同業会社」の下に「へその会社が同業会社であるかどうかを判定する場合において、その判定の基礎となる株主のうちに同業会社でない法人があり、この法人をその判定の基礎となる株主として選定しないで第七条の規定を適用するときは、その会社が同業会社とならない場合のその同業会社を除く。」を加える。

第十九条第一項中「大箇月を経過した日」の下に「の前日」を加える。

第三十一条の二中「前三条」を「第二十九条乃至第三十一条」に改め、同

条を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一條の二 前三条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定は、第十八条乃至第二十二条の規定による申告期限から三年を経過した日（その日が申告書の提出された日から二年を経過した日より遅いときは、申告書を提出された日から二年を経過した日）以後においてはこの取扱いとされない。但し、詐偽その他不正の行為により法人税を更取た法人については、この限りでない。

第三章 第三十一章の題とその解説

れあってもその請文が青色甲子書を提出する法人の青色甲子書を提出した事業年

る帝歎处分をなすことゞぎきない。」に改める。

第三十五条第 大臣中「國税庁長官又は」を削る。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この法律は、法人の昭和二十一年四月一日以後終了する事業年度分の法人税

3 茨城の昭和二十六年三月三十一日以前に終了した事業年度分の法人税につい
ては、なお従前の例による。但し、法人が詐偽その他不正の行為により法人税

を適用した場合を除き、第二十九条から第三十一条までの規定による課税標準の更
三又は決定は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十条の規定の適用
がある期間中といえども、この法律施行後三年を経過した日以後においては、こ
れを存すことができない。